

# ねりま父母連ニュース NO. 53

保育園の父母の交流と保護者の願いを実現するために

発行 2017年4月  
練馬区保育園父母連合会  
会長・岩城明  
neri\_fubo@yahoo.co.jp

## 「保育の質」は大丈夫？ 区が民間委託園を発表

練馬区は、4月1日付けの「区報」で、10か所の保育園の委託を発表しました。

これは、前川区長が策定した「みどりの風ふくビジョン」に基づいて、昨年10月に発表した「練馬区公共施設等総合管理計画(案)」の中で、保育園を「概ね10年間を目途に20園の委託」とした計画の具体化です。

平成32年度から新たに委託を実施する10園は下の表のとおりです。

委託の対象となる保育園は、「地域バランスや延長保育のニーズなどを踏まえて選定」したとしています。37年度以降に委託する園は、「待機児童の状況などを踏まえた上で、来年度以降に、お知らせします」とあります。また先の計画には「委託後の保育園の民営化」という事も書かれています。

10園だけでなく、すべての保育園が狙われています。いま、テレビや新聞でも「保育の質」が言われています。「保育の質は大丈夫ですか？」の声を、子どもの視点であげていきましょう！

| 委託開始年度と対象園 |           |                |
|------------|-----------|----------------|
| 委託開始年度     | 委託実施園     | 所在地            |
| 平成32年度     | 氷川台保育園    | 氷川台 4-47-12    |
|            | 南大泉保育園    | 南大泉 5-26-7     |
| 平成33年度     | 豊玉保育園     | 豊玉中 4-13-6     |
|            | 田柄第二保育園   | 田柄 2-6-22      |
| 平成34年度     | 北町第二保育園   | 北町 1-19-17     |
|            | 石神井台保育園   | 石神井台 2-18-13   |
| 平成35年度     | 氷川台第二保育園  | 氷川台 2-16-14    |
|            | 東大泉保育園    | 東大泉 3-60-2-101 |
| 平成36年度     | 高松保育園     | 高松 3-24-27     |
|            | 下石神井第三保育園 | 下石神井 6-8-15    |

## 「説明会」に多くの保護者を誘い参加して、声をあげましょう！

練馬区は、保育園の委託について、次の4か所で「説明会」を開催するとしています。多くの保護者が「説明会」に参加し、声を上げましょう。

- ◆4/16(日) 10:00から ココネリ3階(練馬1-17-1)
- ◆4/20(木) 19:00から 石神井公園区民交流センター(石神井町2-14-1)
- ◆4/24(月) 19:00から 北町第二地区区民館(北町6-24-101)
- ◆4/27(木) 19:00から 勤労福祉会館(東大泉5-40-36)

※保育室あり。10日前までに保育計画調整課へ(Tel 03-5984-4687)



## 本当に保護者の声が反映されているのでしょうか？

区は、「基本的な考え方」として、委託を開始したところでは、「いずれの委託園でも、延長保育を行い、保護者アンケートや東京都福祉サービス第三者評価などで、高い評価を受けています」と説明しています。

しかし、「子どもを預かっている保育士を前にして本当の気持ちや要望は書けません」と「アンケート」に対する疑問も区長と語るついでに出され、子どもの怪我や職員の退職問題、保育の「質」の疑問には答えていません。10年前の「説明会」で、「なぜ大量の保育士が辞めたのですか？」との質問に、いまだに回答していません。

## 「説明会」ではこんな事を聞いてみましょう！

父母会があれば役員が中心になって、できるだけ多くの父母に声をかけて、区の説明会に参加しましょう。これまで委託にあたっては、委託の名前があがっていない園にも、所管課の部長さん、課長さんを父母会が呼んで、説明会を開催したところもあります。

各地の「委託」問題に取り組んだ保護者の経験から、説明会でまず聞いておかなければならないこととして、次の諸点が言われています。

- (1)なぜ民間委託するのか。その理由は何なのか？
- (2)民間委託の形態はどういうものになるのか？ 最初は「民間委託」で、その後「指定管理者」による運営、民間への行管など？
- (3)どんな法人に委託させるのか。社会福祉法人か、NPO法人か。民間企業も委託先とするのか？
- (4)法人選定は誰が行うのか？ 所管課の部長は誰か、選定委員会の構成は、保護者の代表は誰なのか。
- (5)選定基準はどういったものか？
- (6)法人の募集条件は？ 法人としての実績条件は？ 保育士の経験年数は？
- (7)委託されることで保育はどう変わるのか？ 変わらないのか？ 「質」は守られるのか？
- (8)委託のスケジュールと委託の時期の計画は？
- (9)保護者や区民の声はどうやってくみ取るのか？

説明会ではこれらのことを確認し、区の所管課に回答させることが必要です。

また、納得しない回答の場合、いつ回答してもらえるのか、次の説明会の開催を約束させることも大事です。

## 委託問題 - 子ども視点で見逃せないのが「保育の質」です！

行政の説明会では、どこでも「保育の質は下がりません」「おなじ認可保育園ですから大丈夫です」とよく言い、その説明は妙に説得力をもちます。しかし、本当にそうでしょうか。

委託によって、延長保育の拡大など「サービスの向上」を盛んに言いますが、それは子どもが求める「保育の質」と大人の「ニーズ」をすり替えた説明であり、宣伝に使われる言葉です。

しかし、子どもにとって、安心して、楽しく過ごせ、友達と一緒に成長できる場が保育園です。

そこには、系統的に子どもに接する専門職としての保育士の存在が不可欠です。

子どもへの影響を考えてみてください。子どもにしわ寄せするのが民間委託です。

- 保育園の先生がある日を境に全員替わってしまう——想像できますか？
- 乳児の時から見守ってくれた保育士が卒園の時には誰もいない——想像できますか？
- 卒園した子がランドセル姿を見せに保育園に行っても知っている先生が誰もいない？
- 経験豊かな保育士が減り、子育ての悩みや相談、どうしますか？

